

香川県報



第 61 号
平成 17 年
8 月 5 日（金曜日）

告 示

●香川県告示第四百七十一号
香川県青少年保護育成条例（昭和二十七年香川県条例第二十二号）第八条第二項の規定により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。

平成十七年八月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

目 次

告 示

- 有害図書の指定 (青少年・男女共同参画課) 一
 - 保安林の指定の解除 (三件) (みどり保全課) 二
 - 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定 (健康福祉総務課) 三
 - 生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出 () 三
 - 生活保護法の規定による医療扶助のための施術担当機関の指定 () 四
 - 介護保険法の規定による事業者の指定の取消し (長寿社会対策課) 四
 - 香川県統計調査条例の規定による香川県母子家庭等実態調査の実施 (子育て支援課) 五
 - 家畜伝染病発生の告示 (畜産課) 五
 - 漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定 (水産課) 五
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民参画課) 七
 - 一般競争入札の実施 (県立病院課) 七
 - 大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出 (二件) (経営支援課) 七
 - 大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告 () 九
- 監査委員公表
- 監査結果の公表 (三件) 一〇
 - 監査結果に基づく措置の公表 一一

指定番号	指定年月日	種別	図 書 名	雑誌コード	発行所名	指定理由
119	平成十七年七月十九日	雑誌	ビデオボーイ 8月号 (No.256)	07679-8	英知出版(株)	内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある。
120		"	こすぶれBejean 特濃+DVD	61809-74	"	
121		"	ナマ録DVD DVD MAGAZINE スペンシャル！初夏技	61809-73	"	
122		"	スノーピー写真塾 8月号 (第302号)	15431-08	関コマンガジン	
123		"	BURST HIGH TATTOO BURST 8月号増刊 (vol.12)	15976-08	"	
124		"	BREAK Max 8月号 (通巻50号)	18011-08	"	
125		"	ザ・ベストMAGAZINE Special 8月号 (NO-145)	14077-8	関ベストセラーズ	
126		"	MenuFrel BOMBER 8月号 (NUMBER-051)	08513-08	"	
127		"	new urecco 8月号 (Volume.230)	01851-08	ミックオン出版(株)	
128		"	KETAI BAND ITS 8月号 (vol.50)	13319-8	"	

129	〃	Cr eam BestofBest 月刊Cr eam特別編集 (vol.5)	68449—64	ワイレテ出版(株)
130	〃	月刊Cr eam 8月号 (No.157)	03299—8	〃
131	〃	Ch uツ 7月号 (通巻90号)	06235—7	フニツガジツ社
132	〃	CELEBRITY コミック快樂天7月号増刊	13878—07	〃
133	コミック誌	PURE 月刊美少女裏DVD4時間 8月号増刊 (vol.2)	17658—8	曙出版(株)
134	〃	a y a 8月号	18815—08	(株)宙出版
135	〃	プチももBEST プチもも増刊号 (Vol.6)	07856—8	(株)近代映画社
136	雑誌	オレソシ通信 8月号 (No.283)	02189—8	(株)東京三世社
137	〃	TATTOO TRIBAL 8月号 (VOL.20)	15943—8	富士美出版(株)
138	〃	Mens YOUNG 8月号 (通巻132号)	08597—8	(株)双葉社
139	〃	PENT・JAPAN 8月号 (通巻128号)	07933—8	(株)ぶんか社
140	〃	BREAK gal 8月号 (VOL.057)	07877—8	雄出版(株)

●香川県告示第四百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十七年八月五日

一 解除に係る保安林の所在場所

香川県知事 真 鍋 武 紀

小豆郡内海町神懸通字猪ノ谷乙二〇一の四から乙二〇一の六まで、乙二〇一の一、乙二〇一の一六、乙二一三の四、字不動乙二九八の四、乙二九八の七、乙二九八の一七、乙二九八の一九、乙二九八の二〇、乙二九八の二三

二 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由 道路用地とするため

●香川県告示第四百七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十七年八月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 解除に係る保安林の所在場所

小豆郡内海町神懸通字猪ノ谷乙二〇一の一七、乙二〇五の三、乙二〇五の四、乙二〇六の四、乙二一一の四から乙二一一の六まで、字不動乙三三六の一(次の図に示す部分に限る。)、乙二七八の三から乙二七八の五まで、乙二七九の三、乙二七九の四、乙二八〇の三から乙二八〇の五まで、乙二八一の三、乙二八一の四、乙二八二の三、乙二八二の四、乙二八三の三から乙二八三の五まで、乙二八四の三、乙二八四の四、乙二八四の六、乙二八五の二、乙二八六の三、乙二八六の四、乙二八九の二、乙二九〇の三、乙二九〇の四、乙二九一の三、乙二九二の三、乙二九二の五、乙二九二の六、乙三二六の三、字カンカケ乙三二七の七、乙三二七の一五

二 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり保全課及び内海町建設農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

●香川県告示第四百七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十七年八月五日

一 解除に係る保安林の所在場所

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 小豆郡内海町神懸通字猪ノ谷乙二二の五、乙二二の六
- 二 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- 三 解除の理由 道路用地とするため

●香川県告示第四百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年八月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一七、六、一五	バイス訪問看護ステーションひかり 綾歌郡宇多津町浜五番丁六五番地二 ユーオーヨシステートリーマンション二〇一号	有限会社バイス 丸亀市山北町四一九番地七	訪問看護
平成一七、六、一五	バイス訪問介護センターいこい 綾歌郡宇多津町浜五番丁六五番地二 ユーオーヨシステートリーマンション二〇一号	有限会社バイス 丸亀市山北町四一九番地七	訪問介護
平成一七、六、一五	バイス居宅介護支援ステーションにじ 綾歌郡宇多津町浜	有限会社バイス 丸亀市山北町四一九番地七	居宅介護支援事業

平成一七、七、一	すばる訪問介護 東かがわ市馬篠三三三番地一四	特定非営利活動法人すばる 東かがわ市松原一〇一一番地二	訪問介護
----------	---------------------------	--------------------------------	------

平成一七、六、二三	指定居宅介護支援事業所やすらか 坂出市王越町乃生八五五番地一	有限会社やすらか 坂出市王越町乃生八五五番地一	居宅介護支援事業
-----------	-----------------------------------	----------------------------	----------

●香川県告示第四百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年八月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一七、五、三一	しまだ調剤薬局 丸亀市飯山町下法軍寺五九二番地五	有限会社瀬戸内フアーマシー 丸亀市津森町一七五番地二	居宅療養管理指導
平成一七、六、三〇	すばる訪問介護 東かがわ市松原一〇一一番地二	株式会社サミーズ 東かがわ市松原一〇一一番地二	訪問介護

●香川県告示第四百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成十七年八月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	施術者	施術者の住所	施設の名称	施設の所在地
平成一七、 六、二〇	池田卓也	東かがわ市引田二八 四二一一	池田鍼灸整骨 院	東かがわ市白鳥二二六 七一一

●香川県告示第四百七十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項及び第八十四条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者に係る同法第四十一条第一項本文の指定及び指定居宅介護支援事業者に係る同法第四十六条第一項の指定を次のとおり取り消した。

平成十七年八月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号	事業所の名称及び 所在地	指定居宅サービス事業 者及び指定居宅介護支 援事業者の名称、代表 者の氏名及び主たる事 務所の所在地	指定取消 年月日	サービスの 種類
三七七一九 〇〇四七九	訪問介護サービスかり んの郷 仲多度郡満濃町炭所西 一五二一番地一	社会福祉法人優真会 理事長 祖一進 仲多度郡満濃町炭所西 一五二一番地一	平成十七年 七月十三日	訪問介護
三七七一九 〇〇四八七	通所介護サービスかり んの郷 仲多度郡満濃町炭所西 一五二一番地一	社会福祉法人優真会 理事長 祖一進 仲多度郡満濃町炭所西 一五二一番地一	平成十七年 七月十三日	通所介護

●香川県告示第四百七十九号

香川県統計調査条例（昭和二十四年香川県条例第四十五号）の規定に基づき、香川県母子家庭等実態調査を次のとおり実施する。

平成十七年八月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三七七一九 〇〇四九五	短期入所生活介護サー ビスかりんの郷 仲多度郡満濃町炭所西 一五二一番地一	社会福祉法人優真会 理事長 祖一進 仲多度郡満濃町炭所西 一五二一番地一	平成十七年 八月一日	短期入所 生活介護
三七七一九 〇〇五一一	特定施設入所者生活介 護かりんの郷 仲多度郡満濃町炭所西 一五二一番地一	社会福祉法人優真会 理事長 祖一進 仲多度郡満濃町炭所西 一五二一番地一	平成十七年 八月一日	特定施設 入所者生 活介護
三七七一九 〇〇五二九	かりんの郷居宅介護支 援事業所 仲多度郡満濃町炭所西 一五二一番地一	社会福祉法人優真会 理事長 祖一進 仲多度郡満濃町炭所西 一五二一番地一	平成十七年 七月十三日	居宅介護 支援

一 調査の目的

「母子家庭等自立促進計画」を策定するに当たり、県内の母子家庭の実態を把握し、今後の母子福祉施策を効果的に推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査事項

- 1 母子家庭の状況
- 2 就業等の状況
- 3 住宅の状況
- 4 養育費の状況
- 5 収入・生活状況
- 6 その他の現況
- 7 施策に対する要望等

三 調査の範囲

平成十七年八月一日現在県内に住所を有しており、配偶者のいない女子とその児童からなる世帯において、現に当該児童を扶養している配偶者のいない女子の中から無作為に抽出した三、〇〇〇人

四 調査の期日

平成十七年八月一日現在で行う。

五 調査の方法

市町が調査票を配布し、郵便により回収する方法

●香川県告示第四百八十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第四項の規定により、家畜伝染病の発生について次のとおり告示する。

平成十七年八月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生日	転帰
ヨーネ病	牛	患畜	一	さぬき市大川町富田中二八九―一二	平成十七年七月二十二日	殺処分

●香川県告示第四百八十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、四海加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めたとので告示する。

平成十七年八月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

公 告

●香川県公告第四百六十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年九月十九日まで縦覧に供する。

平成十七年八月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十七年七月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人さぬき夢桜の会

和泉 悦子

三 定款に記載された目的

この法人は、讃岐を愛し、故郷「香川」のさらなる発展を願う人々が、桜の植樹運動

を中心とした地域貢献・まちおこしの活動を行うものとする。

●香川県公告第四百六十八号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十七年八月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 入札に付する事項

1 購入物品名及び数量 全身用X線CT装置 一式

2 購入物品の要求諸元 仕様書による。

3 納入場所 香川県立津田病院

4 納入期限 平成十八年一月四日

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当

する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 契約書作成の要否 要

三 契約の内容を示す日時及び場所等 （入札説明書の交付等）

1 入札説明書の交付

平成十七年八月五日から平成十七年八月三十日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前八時三十分から午後五時）

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県健康福祉部県立病院課総務・財務グループ 電話番号〇八七―八三二―三三三二〇 FAX〇八七―八六二―〇〇五九

2 入札説明会の日時及び場所

平成十七年八月三十日 午後二時 香川県立津田病院五階会議室

3 現場下見の日時及び場所

平成十七年八月三十日 午後三時 香川県立津田病院

四 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合には、平成十七年九月二日正午までに、三の1に示した場所等に対し文書で行うこと。（文書はFAXも可とする。）

回答は、平成十七年九月八日から平成十七年九月十五日まで（休日を除く午前八時三十分から午後五時まで）香川県健康福祉部県立病院課で閲覧に供する。

五 入札及び開札を行う日時及び場所

平成十七年九月三十日 午後二時 香川県庁本館十二階第五会議室

六 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否

可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法に限る。（郵便又は信書便による入札書の受領期限は、平成十七年

九月二十九日午後五時までとする。）

七 入札保証金及び契約保証金

規則第五百二十二条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、平成十七年九月十五日午後三時までに入札又は契約保証金減免申請書を香川県健康福祉部県立病院課に提出すること。

八 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十七年九月十五日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

3 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

4 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

5 薬事法（昭和三十五年法律第四百五号）第三十九条第一項の規定に基づき医療用具の販売業の許可を受けた者であること。

6 応札しようとする物品が、入札説明書又は仕様書に示す特質等を有することを示す機能・諸元証明書を提出した者であること。

7 本公告に示した調達物品及び数量を、当該物品の製造者、販売代理店又は輸入代理店の出荷証明等により、入札説明書又は仕様書で指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。

8 本公告に示した調達物品に係る迅速な維持補修サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

九 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、八の5、6、7及び8の要件を満たすことを証明する書類を平成十七年九月十五日午後三時までに、三の1に示した場所に提出し、当該書類に

関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は平成十七年九月二十七日までに通知する。

十 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

十一 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

十二 落札者の決定方法

規則第四百四十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品買入れ等に係る競争入札の周知及び公表に関する要綱に基づき公表する。

十三 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならずこの期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

十四 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

十五 その他

- 1 詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、三の1に示した日時及び場所において、交付を受けること。
- 2 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

十六 Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be purchased: Whole body X-ray CT scanner, 1 set
- 2 Time—limit for tender: 2: 00 p.m., September 30, 2005 (By mail, tenders must be submitted by 5: 00 p.m., September 29, 2005)
- 3 Contact point for the notice: Prefectural Hospitals Division, Health and Welfare Department, Kagawa Prefectural Government, 4—1—10, Bancho, Takamatsu—shi, Kagawa—ken, Japan 760—8570. TEL 087—832—3310
- 4 We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.

●香川県公告第四百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年八月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所
株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目四〇番地の一一
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機 テックランド高松春日店 高松市春日町二一八番地一ほか
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目四〇番地の一一
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成十八年三月二十三日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
五、〇〇二平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

- (一) 三〇一台
- (二) 駐輪場の収容台数
九二台
- (三) 荷さばき施設の面積
五四七・八五平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の容量
一八〇立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後十時
 - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後十時三十分まで
 - (三) 駐車場の自動車の出入口の数
三箇所
 - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前九時から午後十時まで
- 二 届出年月日
平成十七年七月二十二日
- 三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工行政課
 - 2 縦覧期間
平成十七年八月五日(金曜日)から同年十二月五日(月曜日)まで
- 四 意見書の提出
法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十七年十二月五日(月曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

- なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工行政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。
- 1 記載すべき項目
 - (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (四) 意見の内容
 - 2 提出先
郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ
 - 香川県公告第四百七十号
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。
平成十七年八月五日
 - 一 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所
株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目四〇番地の一一
 - 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機 テックランド高松鶴市店 高松市鶴市町七二四番地一ほか
 - 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目四〇番地の一一
 - 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成十八年三月二十三日
 - 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
三、八〇九平方メートル
 - 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(一) 駐車場の収容台数
- 香川県知事 真 鍋 武 紀

- 三〇九台
- (二) 駐輪場の収容台数
九〇台
- (三) 荷さばき施設の面積
二三八・〇九平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の容量
一七立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後十時
 - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後十時三十分まで
 - (三) 駐車場の自動車の出入口の数
四箇所
 - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前九時から午後十時まで
- 二 届出年月日
平成十七年七月二十二日
- 三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
 - 2 縦覧期間
平成十七年八月五日(金曜日)から同年十二月五日(月曜日)まで
- 四 意見書の提出
法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十七年十二月五日(月曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

- なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。
- 1 記載すべき項目
 - (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (四) 意見の内容
 - 2 提出先
郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ
●香川県公告第四百七十一号
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。
平成十七年八月五日
香川県知事 真 鍋 武 紀
 - 一 意見の対象となった届出に係る公告
平成十七年香川県公告第七十四号
 - 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングモール屋島 高松市屋島西町二一〇九番地二〇
 - 三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要
意見なし
 - 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
 - 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
 - 2 縦覧期間
平成十七年八月五日(金曜日)から同年九月五日(月曜日)まで

監査委員公表

●香川県監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成17年8月5日

香川県監査委員	栗 田 隆 義
同	石 川 豊
同	石 川 稠 治
同	野 田 峻 司

- 1 監査対象部局 環境森林部
- 2 監査対象年度 平成16年度
- 3 監査の概要

監査対象機関

監査年月日

環境保健研究センター	平成17年4月21日
環境管理課	平成17年5月13日
みどり整備課	〃
みどり保全課	〃
森林センター	〃
環境・水政策課	平成17年5月18日
廃棄物対策課	〃
東部林業事務所	平成17年6月6日
西部林業事務所	平成17年6月7日
直島環境センター	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指箇事項

該当事項なし
指箇注意事項

ア 通勤手当について

交通機関と交通用具を併用している職員の通勤手当の支給に当たり、交通用具利用に係る手当分が支給されていなかったため、追給する必要がある。（環境保健研究所センター）

イ 超過勤務手当の支給について

超過勤務手当又は休日給の支給に当たり、支給割合を誤っているので、正当額との差額分を返納させ又は追給する必要がある。（環境保健研究所センター）

ウ 旅費の支給について

公用車利用により土庄町へ出張した際、車両航送料を支出しているにもかかわらず、誤って船賃を含んだ旅費を支給していたので、正当額との差額を返納させる必要がある。（環境・水政策課）

エ 嘱託報酬の支出について

平成16年4月分の嘱託報酬の支出に当たり、支出調書は正当額で作成されていたが、誤って前年度の報酬月額で支出命令を行ったため過払いとなっていたので、正当額との差額分を返納させる必要がある。（直島環境センター）

(3) 検討指示事項

該当事項なし

●香川県監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成17年8月5日

香川県監査委員	栗 田 隆 義
同	石 川 豊
同	石 川 稠 治
同	野 田 峻 司

- 1 監査対象部局 健康福祉部
- 2 監査対象年度 平成16年度

3 監査の概要	該当事項なし
<p>監査対象機関</p>	<p>(2) 指導注意事項</p>
<p>子ども女性相談センター</p>	<p>① 通勤手当の支給について</p>
<p>知的障害者相談所</p>	<p>ア 自動車等で通勤する職員の通勤手当の支給に当たり、通勤距離の認定を誤っているものがあつたので、正当額との差額分を返納させる必要がある。(健康福祉総務課・東讃保健福祉事務所)</p>
<p>身体障害者総合リハビリテーションセンター</p>	<p>イ 通勤手当の加算の支給に当たり、給与システムの入力を誤っているものがあつたので、正当額との差額分を返納させる必要がある。(保健医療大学)</p>
<p>食肉衛生検査所</p>	<p>② 超過勤務手当の支給について</p>
<p>中讃保健福祉事務所</p>	<p>超過勤務手当の支給に当たり、支給割合を誤っているものがあつたので、正当額との差額分を返納させる必要がある。(生活衛生課)</p>
<p>精神保健福祉センター</p>	<p>(3) 検討指示事項</p>
<p>東讃保健福祉事務所</p>	<p>健康生きがい中核施設については、平成10年から各圏域ごとに順次整備してきたところであるが、県における財政再建や市町合併の進展の中で、改修・修繕等で、将来、財政負担が懸念されることから、指定管理者制度の導入等を含め、今後の施設の管理・運営について、早期に適切な対応を図る必要がある。(長寿社会対策課)</p>
<p>川部みどり園</p>	<p>●香川県監査委員公表第15号</p>
<p>保育専門学院</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。</p>
<p>西讃保健福祉事務所</p>	<p>平成17年 8 月 5 日</p>
<p>斯道学園</p>	<p>香川県監査委員</p>
<p>長寿社会対策課</p>	<p>栗田隆義</p>
<p>医務国保課</p>	<p>同 石川豊</p>
<p>生活衛生課</p>	<p>同 同 石川稠治</p>
<p>子育て支援課</p>	<p>同 同 野田峻司</p>
<p>薬務感染症対策課</p>	<p>同 同 同</p>
<p>県立病院課</p>	<p>同 同 同</p>
<p>健康福祉総務課</p>	<p>同 同 同</p>
<p>障害福祉課</p>	<p>同 同 同</p>
<p>保健医療大学</p>	<p>同 同 同</p>
<p>医療短期大学</p>	<p>同 同 同</p>
<p>4 監査の結果</p>	<p>1 監査対象部局 総務部</p>
<p>財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。</p>	<p>2 監査対象年度 平成16年度</p>
<p>予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。</p>	<p>3 監査の概要</p>
<p>(1) 指摘事項</p>	<p>監査対象機関 監査年月日 平成17年 4 月 19 日</p>
	<p>中讃県税事務所 平成17年 4 月 19 日</p>

●香川県監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成17年 8月 5日
香川県監査委員 栗田隆義
同 石川 豊
同 石川 稠治
同 野田 峻司

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 平成16年度
- 3 措置の状況

監 査 結 果 (対 象 機 関)	措 置 の 状 況
<p>指導注意事項</p> <p>ア 住居手当の支給について 住宅を借り受けて居住する職員の住居手当の支給に当たり、家賃の認定を誤っているので、正當額との差額分を返納させる必要がある。(農業経営高等学校)</p> <p>イ 超過勤務手当の支給に当たり、超過勤務手当の支給に当たり、支給割合等を誤っているので、正當額との差額分を返納させる必要がある。(中讃教育事務所・生涯学習課)</p> <p>ウ 特殊勤務手当の支給について 部活動指導業務手当の支給に当たり、夏季休暇を取得した日の指導業務は支給要件に該当していないにもかかわらず誤って支給しているので、返納させる必要がある。(飯山高等学校)</p>	<p>速やかに平成13年8月以降の住居手当について戻入等の手続きをとり返納させた。</p> <p>速やかに戻入の手続きをとり、返納させた。</p> <p>速やかに戻入の手続きをとり、返納させた。</p>

東讃県税事務所	平成17年 4月21日
西讃県税事務所	平成17年 4月27日
危機管理課	平成17年 6月 1日
消防学校	〃
法務文書課	〃
秘書課	〃
税務課	平成17年 6月 2日
統計調査課	〃
国際課 (パスポートセンター)	〃
人事・行革課	平成17年 6月 7日
自治研修所	〃
職員課 (健康管理室)	平成17年 6月14日
青少年・男女共同参画課	〃
青年センター	〃
総務学事課	平成17年 6月16日
文書館	平成17年 6月21日
4 監査の結果	
<p>財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。</p> <p>予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。</p>	
(1) 指摘事項	
該当事項なし	
(2) 指導注意事項	
該当事項なし	
(3) 検討指示事項	
県税の収入未済額について	
<p>県税の徴収については、強制徴収の強化や滞納整理の効率化を図るなど積極的な徴収に努めているが、依然として多額の収入未済額があり、引き続き効果的な徴収確保対策を講じる必要がある。(税務課)</p>	

<p>検討指示事項</p>	<p>学校敷地の管理について 一部の高等学校等においては、学校敷地内に介在した農道、水路等が用途廃止されていないものや学校敷地の一部が公道となっているものが見受けられた。これらの解消については、これまでも検討されているが、計画的な解消に努められたい。(高校教育課、障害児教育課)</p>	<p>県立学校の敷地については、これまでも学校施設の新増改築や学校用地の取得にあわせて、可能な限りその整理に努めてきたところであり、今後とも各学校の状況に応じ、その整理を進めるとともに、計画的な解消に努める。</p>
---------------	---	--

平成十七年八月五日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています